

# 令和4年度第1回印西クリーンセンター環境委員会

## 会議録(概要版)

1. 期 日 令和4年6月25日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

### 3. 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

- |                 |         |                |             |
|-----------------|---------|----------------|-------------|
| 1. 組合 事務局長      | 鈴木 秀 昭  | 6. 次期施設推進室 室長  | 国 友 栄 一     |
| 2. 組合 庶務課長      | 山 崎 昌 志 | 7. 印西市クリーン推進課長 | 藤 卷 孝 孝     |
| 3. 印西CC 工場長     | 勝 田 博 之 | 8. 白井市環境課 主幹   | 吉 川 弘 一(代理) |
| 4. 印西CC 業務班 主査補 | 渡 辺 祐 祐 | 9. 栄町環境協働課 主事  | 大 村 俊 之(代理) |
| 5. 印西CC 施設班 副主幹 | 海老原 雅 美 |                |             |

☆乙(25名中 18名出席)

- |                |          |                      |         |
|----------------|----------|----------------------|---------|
| 1. 小倉町内会       | 伊 藤 雅 彦  | 15. 小倉台アビック21自治会     | 岡 田 伊 織 |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会  | 木 曾 修 修  | 16. ファーストスクエア小倉台自治会  | 若 林 茂 樹 |
| 3. 木刈三丁目町内会    | 中 村 吉 男  | 17. セカンドスクエア小倉台団地自治会 | 不在      |
| 4. 木刈四丁目自治会    | サントス 奈津子 | 18. サードスクエア小倉台団地自治会  | ○欠席     |
| 5. 木刈五丁目自治会    | 堀 暢 子    | 19. 原山西町内会           | 不在      |
| 6. 内野町内会       | 不在       | 20. 木刈一丁目町内会         | 吉 田 一 夫 |
| 7. 内野西団地自治会    | ○欠席      | 21. ネックス自治会          | 大 木 清一郎 |
| 8. 内野東団地自治会    | 早 川 憲 彦  | 22. 高花二丁目北自治会        | 遠 藤 行 雄 |
| 9. 内野中央団地自治会   | 成 安 裕 司  | 23. 桜苑式番街自治会         | ○欠席     |
| 10. 内野南第二団地町内会 | ○欠席      | 24. コーポシティ桜台自治会      | 鳥 井 政 美 |
| 11. 原山中央自治会    | 川 村 晃 晃  | 25. ガーデンスハウス木刈自治会    | ○欠席     |
| 12. 原山町内会      | 原 澤 良 知  | 26. 大塚三丁目町内会         | 矢 崎 良 枝 |
| 13. 高花一丁目自治会   | ○欠席      | 27. コネクト原山町内会        | ○欠席     |
| 14. 高花四丁目町内会   | 岩 井 邦 夫  | 28. 原山花の丘自治会         | 下 村 政 子 |

☆傍聴者 なし

☆事務局 2名

## 会議次第

1. 開会
2. 事務局長のあいさつ
3. 組合職員、関係市町職員の紹介
4. 議長選出(甲側委員)
5. 議事録署名人の選出
6. 議 事
  - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
  - (2) 白煙防止装置の運用停止の継続について
  - (3) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
  - (4) 自治会からの質問事項の回答について
7. その他
8. 閉 会

### 配付資料

- ・令和4年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について(R3・R4)・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)

- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・（資料2）
- ・白煙防止装置の運用停止の継続について・・・・・・・・・・・・（資料3）
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・（資料4）
- ・自治会側から事前に提出された資料(写)について・・・・・・・・・・・・（資料5）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・・・（資料6）

## 6. 議 事

### 議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

#### 表－1）令和3年度2月～3月の月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

- ・令和3年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況につきまして、令和3年4月から令和4年1月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている2月分から報告をいたします。
- ・なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和3年度の合計値と前年比をご報告させていただきます。
- ・令和3年度のごみ搬入量合計は4万9,396トン、前年度と比較しますと377トン、約0.76%の減となります。うち事業系合計は1万3,493トン、前年度と比較しますと231トン、約1.74%の増加となっております。ごみ焼却量合計は4万6,802トン、前年度と比較しますと1,687トン、約3.74%の増となっております。

#### 令和4年度4月～5月の月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

- ・令和4年4月、5月のごみ搬入量合計は8,610トン、前年同期と比較しますと28トン、約0.32%の減少となります。うち事業系合計は2,265トン、前年同期と比較しますと86トン、約3.95%の増加となっています。ごみ焼却量合計は、8,262トン、前年同期と比較しますと248トン、約3.09%の増加となっています。

#### 表－2）排出ガス測定

- ・排出ガス測定は、2号炉で令和4年2月22日に測定を行い、その結果は全て協定値（水銀に関しては規制値）の範囲内でありました。
- ・排出ガス測定（ダイオキシン類）ですが、こちらは2号炉で令和4年2月22日に、3号炉で令和3年12月14日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でありました。

#### 表－3）騒音・振動測定

- ・騒音・振動測定は、既に資料として報告済みであります。その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。19ページと20ページに、それぞれ19ページには当日の気象状況、20ページにはそれぞれの測定位置を図示してあります。

#### 表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定は、令和4年1月18日に敷地境界、1号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。こちら先ほど御覧いただいた19ページと20ページに、それぞれ当日の気象状況と測定位置を図示してあります。

#### 表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定は、令和4年1月18日に敷地境界、1号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内でありました。

#### 表－6）処理水の水質測定

- ・処理水の水質測定は、協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずるおそれのある10項目を年1回測定するものです。既に資料として報告済みであります。6月22日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類はゼロとなっております。

#### 表－7）排ガス中の重金属測定

- ・排ガス中の重金属測定は、こちら既に資料として報告済みであります。測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満であります。

#### 表－8）ごみ質分析

- ・ごみ質分析の調査結果について報告します。令和4年1月28日に測定しましたところ、紙類が39.9%、厨芥類が15.5%、布類が0.8%、草木類が3.6%、プラスチック類が31.5%、ゴム類が0.3%、金属類が2.8%、ガラス類が0.4%、瀬戸物、砂、石が0.7%、その他が4.5%、水分が34.6%、見掛比重が0.140キログラムパーリットル、低位発熱量が2,940キロカロリーパーキログラムでした。
- ・また、令和4年4月19日に測定しましたところ、紙類が39%、厨芥類が15.6%、布類が1.4%、草木類が6.9%、プラスチック類が29.8%、ゴム類が0%、金属類が1.3%、ガラス類が0.3%、瀬戸物、砂、石が0.8%、その

他が4.9%、水分が38.4%、見掛比重が0.138キログラムパーリットル、低位発熱量が2,770キロカロリーパーキログラムでした。

### 表-9) 気象測定結果

・説明済みになります。

#### まとめ

・令和4年2月から5月の操業状況の報告として、各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で、問題はありませんでした。

#### 【搬入車両数と搬出車両数】

##### (令和3年度搬入搬出車両数)

・令和3年度の搬入、搬出の車両台数を報告いたします。直近の2か月分を網かけで明示してありますが、3年度の合計分を報告します。令和3年度の搬入車両の合計が3万9,056台、前年度との比較では145台、0.37%の減少となっております。搬出車両の合計は2,241台、前年同時期との比較では51台、2.33%の増加となっております。

##### (令和4年4月～5月搬入搬出車両数)

・令和4年度の4月、5月分の搬入、搬出の車両台数を報告いたします。令和4年度4月、5月の搬入車両の合計が6,584台で、前年度との比較で5台、0.08%の減少となっております。搬出車両の合計は387台で、前年同時期との比較では3台、0.77%の減少となっております。

#### 【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

次に、24ページ、資料の2になります。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウム測定結果は、直近の5月で飛灰が164ベクレル、主灰が75ベクレルでした。25ページの排ガス中の放射性セシウム測定は月1回行っており、これまで検出されたことはありません。

続いて、26、27ページになります。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近5月の測定平均で一番高いのは、指定廃棄物一時保管場所に近い第1地点で0.085マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成30年分の横ばい部分、波線になっている部分については、数値に変化がなかったため記入を割愛しています。

最後に、28ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立て処理をしています。令和3年度及び令和4年度5月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和3年度の印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが、埋立て率が25.34%という状況です。

報告は以上となります。

#### 【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がある場合には、挙手の上、自治会名、お名前を述べてから発言をお願いいたします。質疑等はございますか。
[乙委員]	22ページと23ページのところなのですが、ここに印西市や構成市町が許可している搬入の一般のお客様、ユーザーが入れるところの部分は含まれているのでしょうか。あくまでも業務用だけでしょうか。
[議 長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	お答えいたします。市町で許可している直接搬入、一般の方がこちらにごみを持ち込む際の直接搬入のお話ということでしたら、そちらの台数も含まれております。
[乙委員]	では、最近は少ないわけですね。
[甲委員]	そうですね、前よりは少なくなっています。
[乙委員]	それは分かるようにしてほしいなと思いますけれども。
[甲委員]	直接搬入の車両の台数だけを別個に抜き出して記載したほうが良いということでしょうか。
[乙委員]	そう思います。
[甲委員]	基本的にはあまり直接搬入だけを抜き出す理由というのがないのですが、こういった理由で抜き出したほうが良いということでしょうか。

[乙委員]	ちゃんと一般に含まれているわけではないですか、含まれていて正規の業務のために必要になる場合と、そうでない場合があるわけではないですか、そういう正規の業務で使うものではないわけですね。だから、一般のユーザーが搬入するのは普通の業務ではないわけではないですか。例えば業者さんが、いろんな納入物品だとか、あと搬出のためのものを出すとかというのをするわけではないので、ここはちゃんと分けるべきではないですかと言っているわけです。
[甲委員]	その件については、また検討させていただきます。今こちらですぐ入れる、入れないという回答はできません。
[議長]	ただいまの質問に対しては、今後出せるものであれば検討していきたいということだと思われま
[甲委員]	いや、必要性を検討いたします。
[議長]	必要性を検討ということですね、分かりました。
[乙委員]	去年、おとしとか、どうなっていたのですか。
[甲委員]	このままです。
[乙委員]	量が増えたとか増えないとかだったら、その比較する必要があるけれども。このままでいいのでは。
[甲委員]	この件については、ご意見として伺わせていただきます。環境委員会の操業報告として、必要性がどうかという意味ですと、微妙なところがありますので、もしその直接搬入の台数の増減だけを知りたいという話であれば、別に環境委員会でもなくても個別に質問をしていただければ、お答えすることは可能だと思いますので。
[議長]	よろしいですか。
[乙委員]	運営側で検討してください。
[議長]	次に行きますが、ほかにございますか。
[乙委員]	6ページ見ていただきたいのですが、私長くこの委員やっていて、この数字がよく分からないのですが、6ページの表(1)、これの一番左側の合計というのはもちろん分かるのですが、この下に前年同期って書いて4万2,148トンとなっているのですが、この数字はどこから来たものなのですか、よく分からない。前の令和3年度の表を見てもそういうことが書いてありますけれども、どこから来たものか教えてください。4万2,148トン、普通前年同期といったら、前のページの5ページの表(1)の4月、5月のトータルが書かれていると思ったのですが、別にそれでもないし、この数字って何だろうなと思ったのです。よろしくお願いします。
[議長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	大変失礼いたしました。この前年同期の、この時点での記載としては4万2,148という数値は間違っております。
[乙委員]	間違っているよね。
[甲委員]	はい。搬入量としては、そのまま右のほうに視線をスライドしていただくと、令和3年度の前年の4月、5月の数量が記載されていると思うのですが、本来この前年同期のところにはその4月分と5月分を足した数値が記載されます。
[乙委員]	そうですね。
[甲委員]	4,221足す4,417になりますので、8,638トンが記載されているはずなのですが、そちらが間違っております。同じく括弧内の事業系ごみについても、1万1,458になっているのですが、こちらも令和3年度の4月、5月がそれぞれ1,067と1,112になりますので、こちらも合算すると2,179トンになります。大変失礼いたしました。おわびして修正いたします。
[乙委員]	これでやっと理解できました。これ一体何だろうって、さっきから悩んでいたのです。分かりました。間違いですね。
[甲委員]	間違いです。あと追加してごみの焼却量のところの数値も4万34トンですけれども、こちらも間違いです。同じく令和3年度の4月、5月が3,535と4,479になっておりますので、こちらは8,014トンです。おわびして修正させていただきます。
[議長]	ほかにございますか。〔発言する者なし〕

## 議題（２）【白煙防止装置の運用停止の継続について】

資料３、29ページを御覧ください。印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する蒸気を場内発電、温水センター、熱供給事業などに有効利用しておりますが、場内で利用している蒸気の中には排ガスを再度加熱する設備、白煙防止装置にも利用していました。煙突から排出する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用した水分が、煙突出口部分で冷やされ水蒸気になり、寒い冬にはよく見える現象で、環境への影響はありません。白煙防止装置は、煙突出口部分で白く煙のような見え方を抑制するための設備になります。

しかし、印西クリーンセンターではエネルギーの有効利用の面から、白煙防止装置で利用している蒸気を場内発電や熱供給事業に、より多く利用することを目的として白煙防止装置の運用を現在停止しています。白煙防止装置を停止した場合、蒸気の節約量は毎年約6,000トンから7,000トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、令和４年７月から令和５年６月末までの１年間、白煙防止装置の運用停止を了承していただきたく、環境委員会にお諮りいたします。

### 【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がありますか。よろしいですか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕
[議 長]	それでは、組合側からの白煙防止装置の停止の継続をお諮りしたいということです。この停止にご異議のある方はいらっしゃいますか。委員の皆様、停止の継続に賛成の方は挙手をお願いいたします。〔賛成者挙手〕
[議 長]	ありがとうございます。それでは、本件、白煙防止装置の運用停止の継続は、組合のお諮りのとおり、令和５年６月末までの停止の継続ということでお願いをいたします。

## 議題（３）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

30ページの資料の４を御覧いただきたいと思います。次期中間処理施設整備事業の建設予定地の経緯のほうからご説明いたします。

まず、平成２３年度に次期中間処理施設の当初計画において、千葉ニュータウン９住区に建設予定地として一度決定をいたしました。平成２４年度に白紙撤回の申入れを受け、翌年平成２５年度に改めて次期中間処理施設用地の公募をしております。

平成２６年度に、建設候補地選定会議が開かれ、平成２７年３月に建設候補地として選定され、吉田区と組合によりまして候補地や役割などを確認した次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定を締結しております。

平成２７年度に施設の整備の基本計画、地元対策の検討を行うため、学識経験者、印西地区の住民等で構成する検討委員会を組織し、翌年３月に答申をまとめ、組合に提出していただいております。

次のページになります。平成２８年度に提出していただいた答申に基づき、施設整備の基本計画、また地域振興の基本構想を位置づけております。６月から次期中間処理施設の整備を推進するに当たり、整備協定書の協議に着手をいたしまして、平成２９年３月に協議が調い、整備協定書を吉田区と締結しております。

平成２９年度に入りまして、次期中間処理施設整備事業の整備基本計画の追加策定を行うとともに、排熱エネルギーを活用する多目的な複合施設を位置づけた地域振興策基本計画を策定し、さらにはアクセス道路の設計、測量にも着手しております。

続きまして、32ページを御覧ください。令和元年度ですが、次期中間処理施設整備事業総合支援業務委託としまして、施設整備事業基本計画、建設工事発注支援、環境影響評価業務に着手しております。地域振興基本計画第１回変更の策定をしております。これについては、地域振興エリアの縮小の見直しをしております。

次に、令和２年度ですが、開発に伴いますインフラ整備としまして、印西市水道課と基本協定を締結しております。アクセス道路につきましては、令和２年から３年の２か年で道路線形の見直しや延伸部の設計、軟弱地盤の解析業務をしております。次期施設建設予定地の埋蔵文化財調査ですが、令和２年度に業務完了しております。

令和３年度につきましては、インフラであります水道や下水道の一部整備工事を実施しております。環境影響評価につきましては、概要書の公告、縦覧及び方法書の公告、縦覧を実施しております。

以上が前年度までの進捗になります。

続きまして、33ページを御覧ください。令和４年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。進捗状況の説明としまして、34ページを御覧ください。令和４年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールになります。本事業につきましては、令和１０年度の稼働開始に向けて、新クリーンセンタ

一の施設整備と施設用地までの進入路の整備、そして地域振興策について各種業務を進めているところです。

初めに、施設整備基本計画、建設工事発注支援、環境影響評価業務でございますが、新クリーンセンターの施設整備の工事の発注に向けて、令和元年度から準備を始めておりまして、環境影響評価、都市計画変更など、また施設整備に関します上下水道、ガスなどのインフラ整備の方針を定め、これらの方針を基に施設の基本設計などを行っていくこととしております。

アクセス道路及び地域振興策につきましては、今年度用地買収を予定しております。

そのほかといたしまして、下水道及び水道事業につきましては昨年度に続き本工事を予定しており、現在下水道につきましては一部組合施工ということで、工事の準備をしております。

最後に、取得しました施設用地の管理業務についてですが、こちらに関しては年2回の草刈りを行っておりまして、1回目の草刈りについて完了したところでございます。

説明は以上となります

#### 【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	次期中間処理施設のスケジュールについて教えてください。 まず、環境影響評価というのが約3年から4年かかると言われています。これ34ページのスケジュールの表を見たのですけれども、環境影響評価というのは、いつ終わるのでしょうか。まず、その点です。 それから、用地買収ってあります。これ地域振興策のため、これが6月に終わるのですか。それで、用地交渉やって、前に私も次期中間処理施設の委員をやっている、そのときは吉田地区に新クリーンセンターを移転すると、そこで100ぐらいの新しい事業が始まると、要はエネルギーを利用したいろんな設備ができるという話を聞きました。ただ、その後新クリーンセンターの周りの土地が太陽光発電等でどんどん買われていると、だからそこにはもう新しい設備は使えないのだという話を聞いたことがあります。そういう周辺地域まで全部買っているわけではありませんけれども、ここの用地買収というのはどこまでのことを言っているのか、それも教えてください。
[議 長]	事務局、よろしいですか。
[甲委員]	初めに、環境影響評価でございますが、令和4年、5年を今後予定しておりまして、内容としては現地調査ですとか、本年度環境影響評価の準備書の公告、縦覧を予定しております。令和5年度につきましては、評価書の手続のほうを進めていくといった内容となっております。
[乙委員]	今のところ環境影響評価で特に問題はないのですか。問題発見したとか、よく言われるのはクリーンセンターとか、ああいう施設を造るときに、その地域の鳥獣類とか、一番トップにいる鳥の巣があればできないとか、そういう話を聞いているのですけれども、そういう問題は今のところないということでしょうか。
[甲委員]	現在、現地調査を行っておりまして、その調査の中では今のところそういったことはございません。
[乙委員]	今のところ問題なしと。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	分かりました。それから、もう一つ、さっき聞いた中身、地域振興策のための用地買収、これは6月で終わってしまうのですか。
[甲委員]	用地買収については、6月に価格を決定いたしまして、その後税協議を経て、8月とか9月くらいから用地交渉のほうに進んでいくといったことを考えております。
[乙委員]	先ほど聞いたのですけれども、この買収する用地というのは新クリーンセンターの新しいエネルギーを使ったいろんな施設が、あの吉田地区の周りにできると、100ぐらいのプロジェクト案が出されたのですけれども、それ全部がここに入っているのですか。
[甲委員]	たくさん案が出ておりまして、その中から現時点では温浴施設を核として、あとほかの施設についても今検討しているところでございます。
[乙委員]	もう既に太陽光パネルなんかで買収されているのがあると聞いているのですけれども、その影響は全然ないのですか。
[甲委員]	そのエリアは含まない形の計画となっております。

[乙委員]	放っておくと、またどんどん太陽光パネルに関する買収がされていくのではないですか。そこから辺将来こういうことをやりたいといたら、その土地を買っておかないとできないですよね。そういうこともやっているのですか。
[甲委員]	用地取得については、今年度9月以降を予定しております。
[乙委員]	では、順調に進んでいると思っていいいのですか、用地買収は。まだ終わっていないでしょうけれども。
[甲委員]	準備を進めているところです。
[乙委員]	この地域振興策というのは、このクリーンセンターを造るから、皆さんどうですかということで、逆に言うと地域の人のものだよね。あとは我々もそこへ行ったりなんかするのだからけれども、それでもう一点ちょっと聞きたいのは、太陽光パネルやりたい人は、もう勝手にやってもらうということなのだろうけれども、要はこの振興策で売った人は税務控除は受けられるのですか。
[甲委員]	そのとおりです。
[乙委員]	税務当局とそういう話はしているのですか。
[甲委員]	要件を満たしておりますので、組合から税務署と協議をするための書類等を今用意しているところでございます。
[乙委員]	それがあれば、結構大きいですよね。用地買収というのは、ご存じのように、5,000万までは譲渡税がゼロで、それで超えた部分についてこの辺の人だから長期で持っているのだから、20%という、その分の超えた分のだけだと、そういうことの利点があれば、みんなもう口開いて待っているみたいな感じだと思うのだよね。一応そんなことでごめんなさい。ありがとうございました。
[乙委員]	ちょっと今の件ですけれども、この地域振興策のエリアって都市計画決定していないのですよね。都市計画施設ではないのですね。
[甲委員]	都市計画決定はしておりません。
[乙委員]	そのところは今質問があった5,000万控除の話に入ると言っていましたけれども、都市計画決定区域ではなくても公共事業として工事の対象になる区域なのですか。
[甲委員]	事業用地がたしか10ヘクタールを超えるものについては、この税控除の対象になるといったことで、ただいま進めているところでございます。
[乙委員]	あと、さっきの太陽光パネルの話も、区域がちゃんと決定をしているなら、その区域の中だけの買収ですよね。さっきの太陽光パネルの場所は組合さん側が考えている区域外の話なのですよね。
[甲委員]	はい、そうです。
[乙委員]	その辺をはっきり言わないと、何か清掃工場としての施設として都市計画決定する区域とその周辺の任意ではないですけれども、事業としてやる区域の話をちゃんとさせていただくと分かりやすく感じたと思うのですけれども。
[甲委員]	清掃工場用地につきましては、都市計画決定されておまして、その主に南側の約12.5ヘクタール、その土地については地域振興策事業用地と計画しております。
[議 長]	今のご質問は、地域振興策のところ、太陽光パネルのあるところが含まれているかということだと思うのですが、そこについては含まれていないような計画を取っているという理解でよろしいでしょうか。
[甲委員]	はい。
[議 長]	この太陽光パネルにどんどん買われてしまうよというようなお話がありますが、そのところについては、その地区の会長さんをはじめとした方にご説明をしているので、その土地が太陽光パネルになるということは、今のところ考えにくいということではよろしいでしょうか。
[甲委員]	そのとおりです。
[議 長]	事務局はそういう回答のようですが、よろしいでしょうか。
[乙委員]	分かりました。
[議 長]	ほかにごありますか。

[乙委員]	事業の計画で予算がある程度決まっていると思うのですが、今までの流れの中で、予算の中で収まっているのですか。先ほどお話あった税制優遇するという話がありましたけれども、それもこの予算の中にあるのか、あるいは税金がただ単に税収が減ってしまうのか、これはどういことですか。これの大きな事業の中の予算の中で、地域振興策の予算があったり、税制の優遇の予算があったりするのか、あるいはこの土地を売った人の本来お金の税金は補正の枠とは別で印西市の税収として減るのか、この辺というのはどういうふうなことなのでしょう。
[議 長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	初めに、税5,000万控除ということで予算ということですが、これについては、国の税金の控除といったことで、特に予算化は組合としてはしておりません。あくまでも税控除といったことで、その税に関して組合が支出すると、こういったことはありません。 次に、予算の枠の中でやられているのかといったことですが、地域振興につきましては全体事業費といったものが設けられておりまして、その予算の枠内で事業を実施しております。
[議 長]	よろしいでしょうか。
[乙委員]	アクセス道路もたしか増えていました。そういう予算で、土地の買収も含めて相当予備費を持って計画が始まっていたということなのでしょう、それとも次の年度で増になった分の予算も追加で計上して事業を進めていくということなのでしょう。
[議 長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	事業費については、予算計上をして実施するといったことで、増えた事業費についても新年度で予算化をして対応するところがございます。
[乙委員]	お金の問題で頓挫してしまうと、またこの委員会がずっと継続することになってしまうので、ぜひきちっと予定どおり建築進めていただきたいなと思って質問しました。
[議 長]	ご心配ありがとうございます。今のご質問は、予算内、今年の予算で盛っているかということでもありますよね。
[乙委員]	例えば事業をするのだから当然F Sをするわけですよね、事業内調査で。幾らぐらいかかりそうだという試算があって、それで国からの補助金やら我々の税金やら、いろんなところから予算を組み立てていって、この事業が進んでいるのだけれども、何か話に聞くとちょっとずつ工事のお金が増えているような気がするのですが、そのお金はどこから出るのかというのを、それがちょっと不安だったから、結構な金額増えているわけなので、これらのお金は誰が払うのですかという、初めから計上されているのですかという、それが知りたかったのです。 さっきの税金の話もそうですけれども、優遇するという話が事前に盛り込まれているのか、そうではなくて、この土地を買収するために、この事業とは別枠で特例で何かするのかによって、お金の出どころがどこになるのか、湯水のように増えていってしまうのは怖いなと思っていて、それがどこかで例えば市長が替わって、また何かになってしまったら困ってしまうわけですよ。事業としてもう一回見直すなんていう話になってしまうと、それなのでちゃんとその辺のお金は握っていたいで、進めていただいているのですよねという、その確認です。
[甲委員]	次期中間処理施設整備事業の総事業費につきましては、以前に施設整備基本計画というものをつくりまして、そこで概算の事業費を出ささせていただいておりますが、この事業自体が長期にわたる事業ということで、やっぱり若干物価変動等の影響を受けながらなっていることは事実でございます。各年度の事業費につきましては、構成市町の皆さんの負担金や国費、国からの補助金等をいただきながら、事業を進めている関係で、構成市町の皆さんとお話し合いをしながら、事業のほうは進めさせていただいております。また、地域振興事業費につきましては、最初に吉田区さんと協定を結んだときに、地域振興策を実現するための上限額というものを定めさせていただいて、その枠の中で地域振興事業については進めさせていただいております。 移転に際しまして、スケジュールどおり行われているのかというご心配が一番だと思いますけれども、いろいろ調査をしていますと、若干例えば地盤が弱いとか何か不足するとか、そういう点はございます。そうしたところを補いながら10年度中に移転ができるように我々も努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
[議 長]	よろしいでしょうか。

[乙委員]	新しい委員の方が、住民側も今日入れ替わっていると思うのです。新しいクリーンセンターが、今おっしゃった令和10年度が目標だということで、それから逆算すると、ここの着工というのはいつぐらいになる予定ですか。予定的なことでもいいのですけれども。
[議長]	お願いします。
[甲委員]	次期施設の着工の準備として、早ければ来年度ですが、事業者の選定のほうをいらせていただく予定で進めております。
[乙委員]	令和5年度。
[甲委員]	そうですね。今年度につきましては、事業者さんを選定するための設計図書等、基になるような資料づくりを今行っております。それができましたら、来年度その設計図書の基となるものを公表して事業者の募集をかけさせていただいて、最も価格ですとか性能の部分の評価しながら、事業者の選定を行って契約、その後に詳細な設計ですとか着工に移っていくことになろうかと思えます。最短の場合ですけれども、令和10年度中の操業を目指しておりますので、その前の年には試運転できるような体制でということで準備のほうは進めております。
[乙委員]	そうすると、着工はどのぐらいですか。9年度が試運転でしょう。
[甲委員]	早ければ7年ぐらいに着工できるのではないかと考えています。附帯するような工事も、例えば道路工事ですとか、そういったものは本体工事待たずにどんどん進めていくものもございますので、現在もその工場に引く水道工事ですとか下水道工事を進めております。
[乙委員]	ちょっと余談だけれども、昭和59年にここに越してきたのだけれども、今の牧の木戸までしか道路がなくて、ただこのクリーンセンターだけは駅より早く工事をしていた。みんなが極端な言い方すると、クリーンセンターというのはご存じのように迷惑施設みたいなところがあるので、勘ぐると駅より早く造ってしまおうという、あるいはみんな入居する前に造っておかなければというのもあると思うのだけれども、駅までは道路がなくて、我々見に来たときにアドバルーンが上がっていてあそこが駅だというのだけれども道路がなくて行けなかった。そんな感じでした。
[甲委員]	当時は、周辺環境とマッチした最先端のものを持ってきて、一番ごみを出すところが人口が多いところでしょうというような考えが基本にあって、ごみに対する住民の理解も得ながら安全に運営をしていこうというようなところで、この場所に整備しました。その当時は千葉県企業庁やURさんも一緒にやっていたのですけれども、迷惑施設ではあるけれども、一番必要なものだよということでこちらに造らせていただいたのですけれども、現在は10年度中に吉田区に移転することで進めさせていただいております。しっかり我々も努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
[議長]	ほかにございますか。〔発言する者なし〕 ここで、コロナウイルス感染拡大防止の関係がございましたので、短時間ではありますが、3分程度換気の時間を設けさせていただきたいと思えます。皆様がお戻り次第、再開させていただきますので、換気の休憩を取りたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### 議題（4）【自治会側からの質問事項の回答について】

自治会からの質問事項の回答については、自治会から事前に提出されました質問事項18項目になります。組合から順次回答をお願いいたしますが、回答、質疑時間を11時50分を目安と考えております。回答、質疑が時間内、まだ終わっていない場合も想定されます。この場合、11時50分頃にしておりました質疑、回答、この案件は途中で打ち切ることなく、その項目について最後までさせていただきます。それ以降につきましては、時間切れになってしまいますので、残った質問、回答は回答書を御覧いただきまして、さらに質疑等がある場合につきましては、個別に組合の担当にご質問いただければ、ご回答申し上げるということで対応させていただきます。

それでは、質問事項に対する回答について、組合から順次回答をお願いいたします。

##### 質問1. 印西クリーンセンターに直接持ち込む家庭ごみについて

引越しや遺品整理等で大量に出たごみ以外は当面持ち込み中止となっておりますが、そのことについて質問です。

- (1) いつから中止にしましたか。
- (2) そのきっかけは何ですか。
- (3) いつまで中止にする予定ですか。

(4) 市町で許可書を発行していますが、持ち込んでいいごみであるか等許可書の正当性はどうか確認していますか。

**【回 答】**

質問事項1の(1)(2)(3)につきましては、共通する事柄からまとめてお答えさせていただきます。質問事項1、(1)(2)(3)につきましては、従来から現状のとおり、引っ越しに伴い多量にごみが出た場合、遺品整理などの片づけで多量にごみが出た場合、住居内の枝木の手入れで多量にごみが出た場合などが直接搬入できることとなっておりましたが、ごみの出し忘れやごみ袋1つでも直接搬入を認めるなど、受付方法が守られていない状況が確認されたことから、施設内の事故防止と混雑解消、また集積所に出されたごみの収集と処理を円滑に行うため、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてコロナ禍を契機に再度従来どおりの受付を再周知したところです。

(4)につきましては、各市町でごみの確認を行い、許可書などの発行をさせていただいているところです。なお、直接搬入ごみに関しては、施設側でも積下ろし時に確認を行っているため、不適物などに関しては受入れをその場で断らせていただいております。

**【質疑応答】**

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。[「なし」と呼ぶ者あり] 次に入ります。次の2番、説明をお願いいたします。
-------	---

**質問2. プラスチック資源循環促進法のその後について**

前回の環境委員会でプラスチック資源循環促進法の当センターの対応について質問しましたが、その後の経過と今後の方向性を教えてください。

**【回 答】**

今年4月に千葉県内の対応状況について、千葉県に確認したところ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を新たに始める県内の自治体はないとのことでした。県内外の状況を調査し、ごみ処理基本計画検討委員会の中でプラスチック資源循環促進法に関わる対応についても議論をさせていただく予定です。なお、現状は容器包装リサイクル協会を通したルートを活用した資源化を考えております。

**【質疑応答】**

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	ごみ処理基本計画検討委員会の中でと書いてありますけれども、2回とも傍聴させていただいたのですけれども、そんな機運がほとんど感じられない。資料が配られただけで終わっているのですけれども、そんなものですか。
[議 長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	会議自体は7回の会議と視察が1回ある予定で、今第2回のところまで終わったところなのですが、第2回のところまでですと、まだ現状の把握と今後の検討課題についてが整理されているところです。具体的な検討にはまだプラスチックに関しては至っていないという形ですが、今後の会議で検討していく予定となります。
[議 長]	よろしいですか。
[乙委員]	しょうがないね、そう言っているのだから。
[議 長]	それでは、3番に入ります。

**質問3. 当センターの温室効果ガス排出量の削減について**

**【回 答】**

温室効果ガス削減につきましては、今年度見直しを図るごみ処理基本計画の一般廃棄物の焼却量の見込みに基づき算定されますので、構成市町と一体となり、ごみ減量化の施策を推進し、燃やすごみの減量化を図っていきます。

**【質疑応答】**

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	これから考えるという回答でいいのですか。温室効果ガスの削減目標というのは、もう決まっているのですか、2030年まで。国は産業から一般家庭から全部入れて46%という目標を出しています、2030年まで。このクリーンセンターは、どういう目標にするの。
[議 長]	お願いします。

[甲委員]	クリーンセンターのごみの削減目標につきましては、国等の目標を勘案しながら、また今現状のごみの排出量等を今分析しているところですので、そういった目標につきましては先ほどと同じになります。ごみ処理検討委員会の中で委員の皆様とお話し合いしながら、目標値の設定等は設定させていただきついでしております。その目標値の設定に応じて、その後いろんな係数掛けながら温室効果ガスの設定目標のほうを定めていくことになろうかと思っております。
[乙委員]	まだ決まっていないということですね。
[議長]	ご質問はありますか。〔発言する者なし〕 では、次に行きます。4番についてご回答をお願いします。

質問4. 白煙防止装置を停止した場合の蒸気を毎年約6,000トンから7,000トンの節約をしているとのことですが、金額コストではおおよそいくらぐらい節約しているか。

【回答】

仮に蒸気6,000トン電力として購入した場合は、約1,000万円の節約になります。

【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。ご質問等ございますか。
[乙委員]	4,000トンの蒸気を白煙防止のために使わないで有効活用したら1,000万円の節約になると、そういう意味ですよ。この6,000トンが1,000万に替わるという価値があるということですけども、これ一般の蒸気の値段と比べたら蒸気1トン当たりどれくらいコストダウンになっているのですか。市販の蒸気と同じ値段でやっているわけではないと思うのですよ、そこを教えてください。しかも、有効活用されたという、余った蒸気を有効活用されたという前提でこれが書いてあるはずなのですけども、どうですか。余剰の蒸気が使い道がなくて捨てている場合も一部あると思うのです。その捨てている場合は、またコストの計算が違うと思うので、そこをちょっと確認したかったのです。あと、一般の蒸気の値段と、この蒸気の算定コストはどれくらい違うのですか、3分の1ですか、それとも10分の1も安い蒸気ですかということですか。
[甲委員]	それでは、まず設備的な能力ということでご説明させていただきます。 我々のほうで、こちらの表記の仕方につきましては、あくまでも発電時におきます、発電時に6,000トンの蒸気を使用した際に電力としてなり得る数値がでございます。その電力を今の東京電力、電力単価として掛けた数字がこの1,000万円の数字になります。なので、今現在我々の設備能力、発電機的能力が時間当たり850キロワットですが、既に発電容量目いっぱいの状況でございますので、あくまでも仮説としてこういった計算をさせております。蒸気の単価ということで、すみません、私蒸気の単価、市場ではどのぐらいの値段で売買されているのかということ、深く詳しくは知らないところでございます。我々ほかにも熱供給事業ということで実はこちらの蒸気を近隣の千葉ニュータウンセンターという施設に蒸気を送り売却してございます。この単価でも仮に6,000トンを試算した場合、同じぐらいの1,000万円の料金単価がなってくるというふうに試算されますので、ご理解いただければと思います。
[乙委員]	了解しました。
[議長]	ほかにごありますか。〔発言する者なし〕 では、次に行きます。5番です。5番の回答をお願いいたします。

質問5. 指定廃棄物の件について

2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。

【回答】

その後の進捗について、印西市に問い合わせたところ、特に進捗はございませんとの回答でありました。

【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。〔発言する者なし〕 次に参ります。6番です。6番の回答をお願いいたします。
------	---

質問6. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)」はありえない、間違った表記なので正常な表記に訂正され

たい。

代表者会議で取り扱う内容ではない。

令和3年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。

【回答】

前回の回答と同じになりますが、現時点ではJIS K—0083が排ガス中の重金属分析方法として規格化されておりますが、カルシウム、銅、亜鉛の物質が測定対象になっておらず、その他公式的な分析方法も確認できないことから、印西クリーンセンター環境委員会細則第4条協議事項に基づき、今後どのように取り扱うのか、委員会において協議してまいりたいと思います。

組合の提案といたしましては、カルシウム、銅、亜鉛の物質はJIS K—0083の分析対象物質にはないものの、排ガス中の重金属部分分析方法としてJIS規格化されています。これまでJIS K—0083にて測定してきた実績があり、対比できることから、引き続きJIS K—0083規格を用いて測定を行い、管理していきたいと考えております。資料の記載方法につきましては、ご意見を伺いながら決定してまいりたいと考えています。

【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	排ガス中の重金属分析方法としてJIS規格化されているって書いてあるのですけれども、これ番号は何番ですか。だって、排ガスのガスをやるのがJIS K—0083って書いてあるのに、これ別なところに何かがあるというふうに書いているわけですよね。そうではないのですか。
[議長]	事務局。
[甲委員]	すみません、表記の仕方に見にくいことがあったかと思いますが、排ガス中の重金属の分析方法として規格化されているのがJIS K—0083になります。
[議長]	よろしいですか。
[乙委員]	よくないよ。
[甲委員]	我々組合側といたしましては、長年このJIS K—0083という重金属の分析方法を用いて測定してまいりました。これは協定書に記載があります測定方法として、我々はずっとこの住民側さんの意見を伺いながら、この方法によりまして測定してきたことがございますので、ここで改めてこの規格、測定方法を変えずに、やはり同じように測定していったほうがよいということから、こういった提案をさせていただいております。何か逆に住民側さんのほうでもご心配な点が出てくるかなんということは考えられますが、一応我々といたしましてはこちらの測定方法で今後行って、測定結果についてはお知らせしていくという形を取りたいと考えております。
[乙委員]	その考え方おかしいよ。だって、JISの中にちゃんと規定がないものを測っているということ、そんなに正々堂々と言っていいの。そうしたら、その規定がないものに対して、組合は仕様書を書いて入札に付しているわけですよね。それって非常に問題があると思うのだけれども、そうではないですか。多分技術何とか者の人にとっては、それは答えられる問題ではないので、ちゃんとそれなりのことを答えられる方の答弁をちゃんとしてください。
[議長]	事務局お願いします。
[甲委員]	調査方法につきましては、前回の環境委員会の際にもご指摘いただいて、うちのほうも確認がまだできていないところがありましたので、国と、それから千葉県のほうには確認させていただいたところ、この3物質の調査方法がないということなので、組合といたしましては代用と言いますか代案で調査させていただいた内容を報告させていただいているというような形になっております。今後ほかの調査方法等新たな方法とかがあれば、そういった内容につきましては環境委員さんのほうともお話し合いさせていただいて、環境委員さんのご納得いただいた調査方法で調査のほうを替えていくことが可能であれば、そのようにさせていただきたいと思っています。
[乙委員]	代案があるというふうに考えていること自身が間違っているのではないですか。
[甲委員]	それでは、協議ということでご相談させていただきたいと思うのですけれども、そうしましたら逆にこのJIS規格にないものを測ることができないということは、逆に言うと、この3つについてはこのJIS規格がないので、測らなくてもいいという意味合いで捉えるべきなのか、ちょっとその辺ご相談させていただきたいのですが、どういたしましょうか。

[乙委員]	私一存で答えることではないです。そうではないですか、だってそれを今言ってもしようがないでしょう。これは別に今回だけに特別に出てきた問題でも何でもありませんよ。ずっとはるか前から言っていることですよ。それを今になってそういうふうには話をするというのは、それおかしいのではないの、そうではありませんか。
[乙委員]	何か学会とか、例えばこの環境委員、1つの事業所でごみ焼却していますが、日本全国でやっていますね。このごみ焼却場同士の会合ってないのですか。お互いの意見交換したりとか、あるいは環境保全をどうしようとか、大抵の事業所というのは、普通の会社はいろんな学会とか委員会に入っていましたよね。お互いに情報交換したりするのが普通だと思うのだけれども、ここでその測定方法がないものを、日本全国で測っている実績がないのか、あるのか調べていただいて、よそでやっていないのを測る必要がないし、これ永遠と禅問答していても答えはないではないですか。だから、もしそういう環境学会とか多分あるはずなのですから、そういうところにこういう実態のごみ焼却場というのは何の会にも入っていないものなのか、それを聞きます。疑問なのですが。
[乙委員]	ここは全国都市清掃会議だか何かというところに、全都清というところに参加されていますよね。年間10万円だか幾らだか会費を払って。
[乙委員]	そこで、例えば会報とか定例会議とか情報交換ってないのですか。実態がない会なんて、どこかの財産放置みたいだけれども、そういうのはありますよね、会議体とか、こういう事故があったら気をつけましょうみたいなものですか、その中に当然質問をする機会があると思うので、ほかこういうものを分析して発表しているのかどうか、それで基準を決めて、もし必要ないのではないかという方向性があるならば、逆にそういう実例を示して提案いただければいいのかなと思いますけれども。
[議長]	ありがとうございます。ここで今委員がおっしゃったとおり、組合のほうも全国的な組織のところの会員になっているということですから、そちらの情報を得て、改めてそのほかのところがない物質等の検査であれば、それはやる必要がないのかなというふうにも感じますし、その結果を踏まえて調整をさせていただくということでもよろしいですか。時間が経過してしまうので、次の議題に進めさせていただきたいのです。よろしいですか。
[甲委員]	それでは、実はこちらの案件については、もう何年もお話させていただいております、そういった調査もしてございます。近隣施設におきましては、こちらの3項目等も含めて測定しておりません。あくまでもこの委員会において住民側さんとの話し合いの中に提案されました測定事項になりますので、こういった実績については今のところ私たちの知る限りではこの3つについてはございませんでした。委員の言うとおりに、確かにこちらの3つの規格については、さらにJ I S規格にも表記がございませんので、我々といたしましても当時から、あくまでも我々は当時から住民さんとの話し合いの中で決められました協定書を準拠いたしまして、この測定項目と測定方法によりずっと測定してきたところでございます。
[議長]	ありがとうございます。次の質問に入らせていただいてよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕 これは後で何らかの答えをするようになるかと思いますが、過去の会議においてもそういう測定をしていないということなので、そのような形で進めさせていただきます。 次の7番に入ります。回答をお願いいたします。

#### 質問7. ごみ処理の有料化に関して

- (1) 白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。印西市行政改革推進委員会の別紙資料1第5次印西市行政改革実施計画実績報告書の「基本目標1 持続可能な財政運営の推進」の「1-2 歳出経費の抑制」の「9 ごみの減量化による歳出削減」が公表された。内容はさらに具体性を帯びていると推察されるが、位置づけはいかなるものか。
- (2) 12月からの進捗はあるのでしょうか。

#### 【回答】

印西市に問い合わせたところ、(1)の回答といたしましては、第3次印西市ごみ減量計画における施策の1つとして、ごみの有料化の検討という項目があり、その中でこれまでの検討結果やごみ排出量の現状、将来排出量の予測等を踏まえ、印西地区環境整備事業組合及びその構成市町と協議検討をしますとしております。今年度見直しが進められている印西地区ごみ処理基本計画の内容を踏まえ、印西地区環

境整備事業組合及びその構成市町と協議検討しますとの回答です。

(2)の回答といたしましては、ごみ処理の有料化につきまして、現在ごみ処理基本計画検討委員会での検討課題となっており、今後委員会の中で検討していく予定となっておりますとの回答です。

#### 【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	(1)のほうの回答ですが、位置づけはどういうふうになっていますかということに対しては答えていないという気がするのですが、どのくらいの効果があるのか、印西市の中で実際ホームページのところに載っていた報告書が出ているわけですよね。それに対して実際どのくらい本当やらなければいけないのか、そこのところに関して全く触れていない。それはなぜそうになってしまうのか。
[甲委員]	ご質問の(1)の第5次の行政改革の報告書の内容につきましては、持続可能な財政運営の推進の中の歳出経費の抑制にごみの減量化が位置づけられております。今後の方針としては、ごみの減量化について引き続き全体的な削減に向けた実施方法の検討が必要であるということとまとめられております。その後の6次の計画につきましても、持続可能な財政運営の推進、継続的な事務事業の見直しということでごみの減量化が位置づけられております。その中で、有料化の検討ということも含めまして、減量化の推進、資源化の推進ということの施策を展開していくことになっております。この行革の計画の中で、特別有料化を前提とした位置づけにはなっていないという状況でございます。回答のとおり、有料化については印西地区ごみ処理基本計画の中の検討事項になっておりますので、それらの内容も踏まえながらこれから検討させていただきたいと、そういうことでございます。
[乙委員]	これは印西市の行政改革実施計画のところに関しては、ブレーキがかかるって、そういう意味で理解してよろしいのですか。
[甲委員]	すいません、もう一度お願いできますか。
[乙委員]	ブレーキがかかって、これ以上先に進まないというふうにも考えてもいいのですかという質問です。
[甲委員]	否定しているものではないというふうに、有料化を全く検討しないということの認識はございません。
[乙委員]	それはちゃんともう少し分かるように答えてくれませんか。積極的にやるのか、そうでないのか、このまま例年のごとく放置プレーで行くのか。
[甲委員]	市として有料化を進めるという方針までの決定には至っておりません。
[乙委員]	それが正しいですか。
[甲委員]	方針というのは、ニュアンスがちょっと伝わりにくかったかもしれませんが、有料化するという決定事項はまだございません。
[乙委員]	分かりました。
[甲委員]	これまでの審議会の中でいろんな議論した経緯がありますけれども、現時点において導入時期であるとか品目について決定した事項はございません。
[議 長]	質疑はございますか。〔発言する者なし〕 次に入ります。8番お願いします。

#### 質問8. 届出項目の報告について

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して検討されたか。

#### 【回 答】

質問にある測定結果などの届出につきましては、まとめページへの記載を検討しました結果、PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について、毎年県へ報告している内容は、既に環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績として報告しているものです。よって、最新の情報は環境委員会へ報告させていただいております。

また、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの資源物については、クリーンセンターへ運び込まれずにほかで処理されるため、操業報告として記載をしておりません。まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料で触れていない内容について記載をすることは混乱が生じるため、差し控えさせていただきたいと考えています。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	言っている意味がよく分からないのですけれども、この混乱を生ずるおそれがあるというふうに書いているのですけれども、そうですか。
[議 長]	事務局。
[甲委員]	こちらに書いたとおりになってしまうのですけれども、基本的に環境委員会の資料で示している内容を簡易的に示すのがまとめページです。操業報告、いろんな数値がいっぱい並んでいたと思うのですけれども、この数値は全体的に問題なかったですって簡易的に示しているところなので、要はこの資料内で説明していないものを、いきなり記載すると何だ、これはという話になってしまうので、そういった内容は記載しないほうがいいという考えです。
[乙委員]	では、容器包装リサイクル法の部分を削除すれば、それ以外の部分については記載するというところで理解していいのですか。それもしないということですか。
[甲委員]	そちらもしないということですか。単純にダブった説明になってしまうということですか。県への報告というのは、基本的に前年度分の報告になります。環境委員会ではかなり最新のもの、それこそ今の6月の時点だと4月、5月分の結果が出ているものについての報告をして、最新のものを報告しているのですけれども、県への報告というのは年間分まとめて前年度分を報告するものなので、前年度のやつを今回の、最新の報告ページにやりましたといっても、正直意味がないのです、こちらの考えとしては。そういったことから、基本的に上記のものについても記載をする予定はないです。
[乙委員]	ダイオキシンなんかの場合だと年に4回測っているから、各2回ずつ測っているのです、そこで書いてある分について、例えばどっちを取っていくか分からないわけです。いわゆる夏の頃のやつと冬のときのやつを測っているとしたら、その頃分からなくて、冬のところのデータを出しているのか、そういうのがあるので、ちゃんと出してほしいって、だから何月何日に例えば千葉県だったら千葉県に何々について以下の数値を報告しましたって書いてほしいって、それだけのことです。そんな何かで、とても大変だと私には思えないのですけれども。
[甲委員]	結局のところ同じ回答になってしまうのですが、要はここに示す必要性がありません。結局最新のデータというのは環境委員会の操業報告のページの部分に全部載っていて、なぜわざわざ去年県に報告しましたという内容を載せるのか、ちょっと意味が分からないところがあります。こちらとしては、そういったことから、基本的に載せる予定はないです。あくまでこのまとめページというのは、このまとめページ自体が増えた経緯からすると、もうほかの操業報告の内容が全般的に数字がいっぱい書いてあって、自治会の方も委員の方も毎年替わることから、正直ぱっと見でこれ大丈夫なのかどうなのか分からないという話があったと思うのです。それで、ぱっと見でこういった報告内容が大丈夫だという示す基準が欲しいということで、まとめページというのが増えたので、そこにさらに余計な情報を載せていくという考えがまずないです。
[乙委員]	データ評価は、事務局でどうのこうのと言うことではないと思うけれどもな。だって、法律で決まっていて、出さなければいけない報告書を出しているわけでしょう。その出したものに、このときの数値を使いましたと書いてほしいというのが何でそんなに嫌なの。
[甲委員]	特に答えるのが嫌なわけではないので、もし気になるようでしたら、環境委員会以外で個別に質問してください。それでしたらお答えできます。
[乙委員]	だって、環境委員会とかに報告されている数値のことを書いていて、それが今なのか、ちょっと前なのかって、そういう問題があるわけではない。それがすぐ今日やったらあした何とかなに出るといような報告の形態は取っていないでしょう、国の環境省も。ダイオキシンなんかの測定の結果だとしたらそうなっているわけです。だから、過去のことを書いているわけだから、過去のことをちゃんと示してほしいって、報告したことは示してほしいって、それだけです。

[甲委員]	ご意見として伺わせていただきます。基本的には、もしそういった情報を知りたいということでしたら、環境委員会のまとめページの記載としては不相当だと思われまますので、個別にご相談ください。
[議長]	それでは、申し訳ございません。次が最後の回答になってしまうので、よろしいですか。9番の回答をお願いします。

#### 質問9. 住宅宿泊事業者(民泊)の件について

- a. 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。  
b. 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみでなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているか。

について回答があったが、その後の進捗状況はいかがですか。

#### 【回答】

各構成市町に問い合わせたところ、印西市の回答といたしまして、aの回答としましては、県のホームページにて把握していますとのこと。bの回答といたしましては、令和4年5月に住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任において処理するよう通知しておりますとの回答です。

続きまして、白井市といたしましては、aの回答としまして、届出や回答等の窓口となっている千葉県がまとめている施設一覧(R4. 3. 25時点)において、市内に届出受理施設はないものと確認していますとのこと。bの回答といたしましては、白井市では、住宅宿泊事業者はいないものと確認していますが、引き続き排出されるごみの適正処理について、ホームページに掲載し周知を図っていますとの回答です。

続きまして、栄町の回答といたしまして、aの回答としましては、過去の環境委員会(R3. 12. 4開催)でも回答していますが、住宅宿泊事業者(民泊)の存在については、県のホームページで確認していますとの回答です。bといたしましては、昨年12月の登録状況と現在の登録状況は変わりませんが、昨年12月初旬に登録事業者宛てに民泊施設から排出されるごみは集積所に置かずに、事業系ごみとして事業者が適正に処理するよう通知していますとの回答です。

#### 【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。[「なし」と呼ぶ者あり] それでは、ここで途中になりましたが、質問と回答事項はお配りした手元の質問、回答事項をご確認いただきまして、ご質問がある場合には後で組合の担当へお問合せいただければと思います。
[乙委員]	最後にいいですか。
[議長]	はい。
[乙委員]	飛んでしまうのだけれども、質問の11番について、(2)の答申や煙突の高さを再考すべきタイミングであると思われるが、いかがかというものだけれども、この会議の議事録では住民側全体の意見として記載されることになるのですよ。議事録のいわゆる項目は、誤解されると困るのだけれども、高さをタイミング図るべきだと言っているわけ。それで、回答も煙突の高さについてはどうだとかって言っているわけ。もってのほかなの。今高さというのは決まっているので、今度の新しいところは。実はここも乙委員は200メートルにしるとか言ったわけ。
[乙委員]	言っていないよ。
[乙委員]	いや、言ったよ。
[乙委員]	200メートルなんて言っていないですよ。
[乙委員]	では、100メートル。だって今の三井住友、あれなんか100メートル、それを超えろと言った。とんでもない話なので、僕も越谷、それから横浜の港南区、これなんかもうシンボルになってしまっているわけ。それでエレベーターつけて展望台みたいなのつけて、予算はもう莫大です。それで、クリーンセンターがシンボルなんてあり得ない。これは乙委員の名前で出すのならいいよ。だけれども、議事録はこのみんなの意見として出ているわけだ。とんでもない話なので、言ってください、これから書いてください、それ。
[議長]	事務局、よろしいですか。その回答できますか。お願いします。
[甲委員]	ちょっと認識が異なっているところがあるのですけれども、基本的に住民側から出た質問というのは、住民側できちんと了承を得られているのではないのですか。
[乙委員]	いやいや、そんなことはない。だって、それだったら会議なんか必要ないのではないか。

[甲委員]	住民側として出た質問として伺っているのですけれども、そういうわけではなくて何か個人的な質問もあるということですか。
[乙委員]	そうそう、そういうこと。
[甲委員]	そういうことでしたら、基本的にはこちらに出す質問のときにはお願いというか、普通はそうなのだろうなと思っていたのですけれども、基本的に住民側委員として取りまとめた意見として、了承を得て質問していただくと助かります。
[乙委員]	ではなかったら、最大限今度は議事録を書くのに、みんな名前を言っているのだから、どこの誰々って言っているのですから、そういう議事録で今度訂正してもらいたいです。
[甲委員]	それについては、ご提案としてお伺いさせていただいて、これから住民側の代表……
[乙委員]	だって、これ煙突の高さがどうだとかというのを総意みたいに思われてしまう、そうでしょう、これ僕は町内会へ配付するわけだから。
[甲委員]	その辺検討させていただきたいと思います。住民側の皆さんにおいても、できれば質問のほうは皆さんで意思疎通を図っていただければ、我々もこれからもやりやすいだろうと。
[乙委員]	だって、全員が住民の会議の中で出席できるとは限らないわけだから。
[甲委員]	住民側の委員会をやっているわけですから、これからでも結構ですので、できれば住民の皆さん、せっかくおいでいただくのであれば、皆さんが知りたいところをお話ししていきたいので、意思疎通をしていただいて、質問等も皆さんでも検討していただくと我々も有意義な会議になっていいのかなと思いますし、時間等も気にせずできるかなと思いますので、またこちらのほうも検討していただければと思います。我々も検討させていただきますので。
[乙委員]	私が2週間前、住民側だけの委員会をやった際に、最終的に組合側に提出する書類は住民側の総意の意見として、それがふさわしいかどうかということ、ちゃんと皆さんの意見を意思統一した上で、提出すべきだったと反省します。
[甲委員]	いつも中心になってまとめていただいて、本当にありがたく思っています。また、検討していただいて、我々もよりよい会議になるように頑張ってまいりますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。
[乙委員]	せっかくだから、議事録の中でどこの誰々って書けばいいのではない、どうなのですか。
[甲委員]	検討させていただくということでしょうか。
[乙委員]	みんな同類だと思われては困るの、そうでしょう、だって。何のためにここに出ているの。
[甲委員]	それぞれの委員のお名前を書く件についてなのですが、今乙委員からご意見いただいたのですが、ただ、そのご意見が住民委員の総意か、まだこちらでははかりかねる状況ですので、もし次回以降、次回の会議とか、恐らく住民委員の会議も行うのですよね。そのときに、もし意思統一が図れれば、そこで意思統一図っていただいて、次回の会議のときにでも、そういう提案ありましたので、お願いしますということであれば、議事録に委員さんのお名前、個人名まで含めたお名前の記載についても検討させていただきたいと思いますので、今だとすいません、乙委員からの意見としか伺っていないので。
[乙委員]	結構です。
[甲委員]	全員の意見が分からないので、もし統一していただければ統一していただいて、それで代表として持ってきていただければ検討できると思いますので。

[乙委員]	<p>ちょっといいですか、私も最後に。</p> <p>いや、そういうことではなくて、ちょっとうちは事前にやっているんで、それが個人の意見というのはちょっと中で整理しなければと思いますけれども、そうではなくて、この回答が同意見等を踏まえた上でなんて書かれていますけれども、これ県の答申というか意見書の中で、ちゃんと高さについてを整理してくださいというふうに県の意見が出ているわけですよ、1月に出た回答の中に。だから、それは県知事からの今回の仕様書に対する意見の中にちゃんと高い建物があるのだから、そちらもちゃんと調査の中に検討しなさいということに対して、この質問が例えば再考するタイミングがあるかどうかということではなくて、この住民側の意見等を踏まえたなんていうのはおかしいですよ。県の意見に対して、だからこの回答って千葉県知事の意見については、現地調査の結果を準備して準備書に反映されるかどうかについても含めて検討するというのは、至極当たり前のことなので、このことが何か住民側の意見を踏襲して回答した答えではなくて、組合として同意見等を踏まえた上でなんていうのが、これがおかしいと私は思うのですけれども、その住民側がちょっと言ったからといって、その意見を踏まえて検討するのですか。そうではないでしょう、県の意見がそうなっているのでしょうか。では、これ県に対してはどう答えるのですかということなので、何か住民側のほうに責任を押しつけているけれども、そうではなくて例えば一人の質問でも今日したら、それに対してどう答えるかというときに、今のあなたのご意見を踏まえてなんて言うわけじゃないではないですか。だから、私はこの回答がおかしいと思うのですけれども。</p>
[乙委員]	<p>実際それ、住民に対して。</p>
[乙委員]	<p>だって、今の今度新しいところ高さ決まっているでしょう、もう。</p>
[乙委員]	<p>いや、それは違うのです。最低を決めているだけで、県のほうからもちゃんと流れを考えなさいというふうに意見が出ているのですから、それに対して高さを変える、変えないは別にして、その県の答申に対してどう答えるかというのを聞いているだけですから、これ。だから、この同意見等というのが……</p>
[甲委員]	<p>ここに書いてある同意見を踏まえた上でということなのですけれども、これについては千葉県知事意見を受けているため、質問に対する内容としては、今環境影響評価で現地調査等を実施しておりますので、そういった調査結果を踏まえて煙突の高さ等についても最終決定していくといった流れとなっております。</p>
[甲委員]	<p>千葉県知事の意見を踏まえた上でという言い方なのですけれども、書き方がちょっとよくないので、我々も表現の仕方をきちんとさせていただきたいと思います。</p>
[議 長]	<p>もう時間も経過をしまっているところもございますので、今の意見というのは7のその他ということの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ほかにご意見がありましたら、挙手を願います。〔発言する者なし〕</p> <p>今日は、私の不慣れな議事進行に協力いただきまして、誠にありがとうございます。進行があまりうまくなかったものと反省しております。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>これをもちまして事務局へお返しいたしますので、よろしく願いいたします。</p>

[事務局] それでは、以上をもちまして令和4年度第1回環境委員会を閉会いたします。  
 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。